

# 第5次 皆野町 総合振興計画

後期基本計画 令和4年 — 令和8年  
2022年 2026年

住んでみたいまち  
住み続けたいまち  
ときめきの皆野



# 住んでみたいまち

# 住み続けたいまち

# ときめきの皆野

当町では、昭和49年に第1次皆野町総合振興計画を策定して以来、これまで第5次にわたる総合振興計画を策定してまいりました。

平成29年4月に第5次皆野町総合振興計画(平成29年度～令和8年度)を策定し、町の将来像である『住んでみたいまち 住み続けたいまち ときめきの皆野』を目指して、前期基本計画である5年間、さまざまな取組を進めてまいりました。

この間、少子高齢化の進行による人口減少や台風などの自然災害の甚大化、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活様式の変化、町民ニーズの多様化・高度化など、当町を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。

前期基本計画が令和3年度末で終了することから、引き続き町の将来像の実現に向けて、このたび後期基本計画を策定いたしました。

後期基本計画においても、これまでの基本構想に基づき、“ひと” “暮らし” “文化” をまちづくりの基本理念として、町民と行政が相互に信頼し、協力することにより多くの町民が共感できるまちづくりを推進してまいります。

また、平成27年に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における持続可能な開発目標(SDGs)を後期基本計画に取り入れ、持続可能なまちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。

なお、本計画に基づく諸施策の実施にあたっては、常に財政の健全化を行政運営の基本としてまいります。

終わりに第5次皆野町総合振興計画後期基本計画の策定にあたり、熱心なご審議、貴重なご意見・ご提言をいただきました皆野町総合振興計画審議会の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、町の将来像の実現に向けて、ご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和4年3月

皆野町長 石木戸 道也

◆第1部 序論	
○計画策定の趣旨	06
○計画の構成と期間	06
○まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ	07
○分野別施策の取組状況	07
○皆野町の現状と課題	10
◆第2部 基本構想	
○まちづくりの基本理念	16
○皆野町の将来像	16
○まちづくりの主要目標	16
○将来人口	17
○土地利用構想	18
◆第3部 後期基本計画	
○施策体系	20
○Ⅰ 楽しく子育てと元気で長生きができるまち	21
1 健やかに暮らせるまちづくり	22
2 子どもを産み育てやすいまちづくり	24
3 高齢者が元気で暮らせるまちづくり	26
4 障がい者(児)が生活しやすいまちづくり	28
5 安心して暮らせるまちづくり	29
○Ⅱ 豊かな心と多彩な文化を育むまち	31
1 確かな学力と自立するまちづくり	32
2 豊かな心と健やかな体の育成	34
3 質の高い教育環境の整備	36
4 伝統文化継承と文化財保護・活用の推進	38
5 「ひと」が輝くまちづくり	40
○Ⅲ 豊かな自然と産業が息づくまち	43
1 美しいまちづくり	44
2 産業振興(農林業)推進のまちづくり	46
3 つなぐ・つながる観光のまちづくり	48
4 地元づくりの推進と創業支援のまちづくり	50
○Ⅳ 安全で快適な生活が実感できるまち	53
1 町民の「生命」「身体」「財産」を守るまちづくり	54
2 人も車も安全な道路・交通環境の整備	56
3 快適な生活基盤の整備	58
○Ⅴ 笑顔が行き交う共助と自立のまち	61
1 町民力・地域力を生かしたまちづくり	62
2 行政基盤の強化	64
3 財政基盤の強化	66
◆第4部 資料	
○皆野町総合振興計画審議会	68
○皆野町総合振興計画策定委員会	72
○策定経過	74



# 第1部 序論

- 計画策定の趣旨
- 計画の構成と期間
- まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ
- 分野別施策の取組状況
- 皆野町の現状と課題

## 計画策定の趣旨

当町では、第5次皆野町総合振興計画を策定し、町の将来像を『住んでみたいまち、住み続けたいまち、ときめきの皆野』と決めました。

平成29年度から令和3年度までの5年間で前期基本計画として、町の将来像の実現に向けてさまざまな取組を行ってきました。

令和3年度で前期基本計画の計画期間が終了することから、令和4年度から令和8年度までの5年間で後期基本計画を策定しました。

本計画は、前期基本計画の取組状況や社会情勢などを踏まえて、将来像の実現のために取り組むべき施策を定めたものです。

## 計画の構成と期間

第5次総合振興計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

基本構想	まちづくりの基本理念、めざすべき将来像を定め、その実現に向けて取り組むべき施策の大綱を示したものです。
基本計画	基本構想に基づき、各分野における具体的な施策の内容を体系的に示したものです。前期基本計画と後期基本計画に分かれます。
実施計画	基本計画に基づき実施する事務事業について示したものです。計画期間は3年間で、毎年度見直しを行います。

和暦（年度）	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
西暦（年度）	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
基本構想（10年間）	第5次皆野町総合振興計画									
基本計画（5年間）	前期基本計画					後期基本計画				
実施計画（3年間）	実施計画		実施計画			実施計画		実施計画		
	実施計画			実施計画		実施計画			実施計画	
	実施計画				実施計画		実施計画			
	実施計画					実施計画				
	実施計画						実施計画			

## ＝ まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ

当町では、国で策定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」および「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口減少に関する課題を町民が共有し、子どもたちの町への愛着を育み、若い世代が町で就労・結婚・子育てを行い、経済を活性化し町民が活躍できるまちづくりを進めるため、平成27年度に「皆野町人口ビジョン」および「皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、現在は令和2年3月に策定した「第2期皆野町人口ビジョン」および「第2期皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基

に取組を進めています。  
総合振興計画においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略を最重要計画と位置づけ、積極的に推進します。

## ＝ 分野別施策の取組状況

皆野町の将来像『住んでみたいまち 住み続けたいまち ときめきの皆野』を実現するため、まちづくりの各分野において5つの主要目標を定め、さまざまな取組を実施しました。

前期基本計画の5年間（平成29年度～令和3年度）の取組状況の検証を行いました。検証にあたっては、分野別の施策ごとに事業実施の効果や未達成事業における未達成要因、後期基本計画への対応として事業の継続、内容の見直しや統廃合などを基準としています。

ここでは、前期基本計画期間内に取り組んだ主な事務事業について掲載をしています。

### I 楽しく子育てと元気で長生きができるまち【健康・福祉の推進】

体系区分	事業内容
1 健やかに暮らせるまちづくり	○ 健診に減塩とフレイル※予防の視点を導入 ○ 医療機関と協働で保健指導の実施
2 子どもを産み育てやすいまちづくり	○ こども医療費助成の拡充 ○ 子育て世代包括支援センターの充実
3 高齢者が元気で暮らせるまちづくり	○ 皆野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定 ○ 福祉介護よろず相談室の設置
4 障がい者(児)が生活しやすいまちづくり	○ 皆野町障がい者計画・障がい福祉計画の策定 ○ 皆野町障がい児福祉計画の策定 ○ 秩父地域障がい者基幹相談支援センターの開所
5 安心して暮らせるまちづくり	○ 保険制度・ジェネリック医薬品の周知 ○ 地域ネットワークの強化

※フレイル：加齢に伴う予備能力低下により、健康と要介護の間にある心身の調子が崩れた状態。

## Ⅱ 豊かな心と多彩な文化を育むまち【教育・文化の向上】

体系区分	事業内容
1 確かな学力と自立する力の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主学習ノートの無償配付</li> <li>○ タブレット端末の導入</li> <li>○ みんなの教育プランの推進</li> <li>○ 組織的・系統的なキャリア教育の推進</li> </ul>
2 豊かな心と健やかな体の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未就園児体験教室(み～なクラス)の実施</li> <li>○ 学校給食における食育</li> <li>○ スポーツ教室・町民大会の開催</li> <li>○ マレットゴルフ場の整備</li> </ul>
3 質の高い教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通安全教室・避難訓練などの実施</li> <li>○ 学校運営協議会との連動</li> </ul>
4 伝統文化継承と文化財保護・活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 郷土芸能の学習</li> <li>○ 文化芸術体験事業の実施</li> </ul>
5 「ひと」が輝くまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 皆野町男女共同参画プランの策定</li> <li>○ 英語でキャンプ・英語で水泳教室の実施</li> </ul>

## Ⅲ 豊かな自然と産業が息づくまち【環境保全・産業振興】

体系区分	事業内容
1 美しいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境衛生委員との連携</li> <li>○ ごみゼロ清掃活動の実施</li> <li>○ 生ごみ処理機器設置費補助金の交付</li> </ul>
2 自然との調和がとれたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 皆野町有害鳥獣防護柵等設置費補助金の拡充</li> <li>○ 地域で取り組む花のある景色づくりの支援</li> <li>○ 森林経営管理制度による森林管理の推進</li> </ul>
3 「地元づかい」推進のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 皆野横丁の開催</li> <li>○ みんなの商品先払いチケットの発行</li> </ul>
4 つなぐ・つながる観光のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 寄ってんべえみんなのんち観光情報館の整備</li> <li>○ 道の駅みんなのインフォメーションセンターの改修</li> <li>○ ARスポット設置による観光情報の発信</li> </ul>
5 地域の特性に応じた企業誘致と創業支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 空き店舗などを活用した創業支援</li> <li>○ サテライトオフィス環境の整備</li> <li>○ 町内宿泊業者と連携したワーケーションの推進</li> </ul>



## IV 安全で快適な生活が実感できるまち【生活基盤の整備】

体系区分	事業内容
1 町民の「生命」・「身体」・「財産」を守るまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所防災体制の強化</li> <li>○ 自主防災組織との連携</li> <li>○ 防犯灯の整備</li> <li>○ 防災行政無線戸別受信機の整備</li> </ul>
2 人も車も安全な道路・交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 狭あい道路などの整備</li> <li>○ 町営バス・西武観光バス路線の維持</li> </ul>
3 快適な生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小規模水道組合の設置・維持管理</li> <li>○ ポケットパークの整備</li> </ul>

## V 笑顔が行き交う共助と自立のまち【コミュニティの推進・行政基盤の強化】

体系区分	事業内容
1 町民力・地域力を生かしたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定時のアンケート調査・パブリックコメントの実施</li> <li>○ 広報みななの発行</li> </ul>
2 行政基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県との職員相互派遣の実施</li> <li>○ 地域おこし協力隊の活動</li> <li>○ 機構改革による課の再編</li> <li>○ テレワーク環境の整備</li> </ul>
3 財政基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 納税コールセンター業務の実施</li> <li>○ スマートフォンなどを活用した納税環境の整備</li> <li>○ 町民への予算書の作成</li> </ul>

## 皆野町の現状と課題

### 1 少子高齢社会への対応

令和2年国勢調査（令和2年10月1日現在）で、日本の総人口は1億2,622万7千人となっています。また、令和3年度版高齢化社会白書では、65歳以上の高齢者人口が3,619万人、高齢化率が28.8%となっています。65歳以上の高齢化率は平成6年に14.0%を超え、年々上昇し続けています。

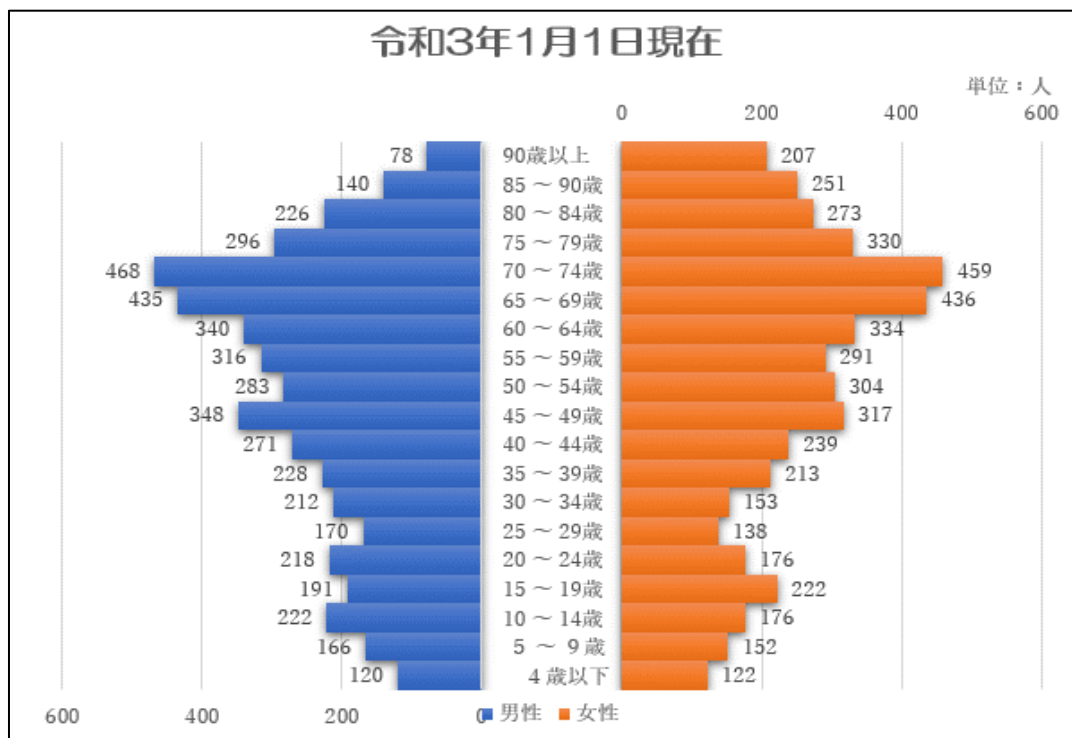
令和2年国勢調査における当町の人口は9,305人で、前回の平成27年国勢調査と比べ、828人の減少となりました。また、当町の世帯数は、前回調査と比べ、89世帯の減少となり、3,573世帯となりました。核家族化の進行や高齢者単身世帯の増加が要因として挙げられます。

合計特殊出生率は、減少傾向で令和元年に0.95となりました。また高齢化率は、令和3年10月1日現在で38.3%でした。

全国や埼玉県と比較しても、合計特殊出生率は低く、高齢化率は高い数値であり、少子高齢社会が進んでいる状態です。

このような状況を踏まえて、当町では人口減少や少子化に対応すべく、令和2年3月に第2期皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、子育て世帯の移住・定住の促進や出産・子育ての支援などに取り組んでいます。また、高齢化に伴い、高齢世帯が増加し、高齢者同士でも支え合っていかなければなりません。高齢者の地域コミュニティの維持・活性化を支援する必要があります。

#### ◆皆野町の人口ピラミッド◆



※住民基本台帳より

## 2 安全・安心な暮らしの実現

平成23年3月の東日本大震災、令和元年10月の台風19号災害、令和3年7月の熱海市伊豆山土砂災害の発生や、令和2年1月からは新型コロナウイルス感染症が拡大するなど人々の生活が脅かされました。

町内も含めて、世界・全国各地における災害は、“想定外”でありながら頻繁に発生し、多様化・大規模化してきています。“もしも”の想像力を働かせながら、災害対策を講じなければなりません。

当町においては、地震による土砂災害や豪雨による河川の氾濫、大雪による雪害、新興感染症の拡大防止を中心に対策を講じ、町民が安全・安心に暮らしていくことができる災害に強いまちづくりが必要となります。

令和3年11月には、交通死亡事故ゼロ4,000日を達成しました。幹線道路や生活道路などの狭あい道路の拡幅を行っていますが、まだ狭あい道路の整備が行き届いていない道路もあり、道路整備への取組が求められています。

また、町内においても年間約5件の火災、約40件の犯罪が発生しています。町民の「生命」「身体」「財産」を守るため、防災・防犯対策の充実を図るとともに、子どもから高齢者まで全ての世代が安全で安心して暮らせるための取組を推進する必要があります。

## 3 教育のまちづくり

当町においては、少子化の進行により児童生徒数や学級数が減少傾向にあります。また、小規模校での複式学級が増えています。社会の状況がさまざまに変化し、児童生徒の抱える課題も多様化・複雑化しています。このような状況下において、新たな時代に対応した教育体制の確立や子どもたちの「生きる力（確かな学力・豊かな心・たくましい体力）」を育む教育の充実が求められています。

とりわけ、幼・小・中一貫教育の推進や地域とともにある学校を目指すコミュニティ・スクールの推進など学校教育に係る大きな枠組みの構築をはじめとして、キャリア教育の推進、学力の一層の向上、グローバル人材の育成、生涯学習の充実などが課題となっています。

また、老朽化する教育施設の維持・管理について、計画的な修繕が必要であり、抜本的な施設の改善を図ることも視野に入れ、計画的に取り組む必要があります。

## 4 産業振興の促進

当町は地理的条件から、工業団地の造成や企業誘致適地の確保が困難です。製造業を中心に近隣工業団地への転出が進む一方で、新規参入は乏しく、企業数、従事者数ともに減少しています。

今後は、既存企業への支援とともに、首都圏からのアクセスを生かしたテレワークやワーケーションといった「新しい働き方」の推進と、若手経営者や起業家への支援が求められています。

農林業においては、従事者の高齢化や後継者不足が深刻な問題となっています。このため、農林産物の販路拡大や付加価値の向上を支援し、担い手となる農林業従事者の確保に取り組む必要があります。

## 5 伝統文化・郷土愛の醸成

少子高齢社会の進行や若者の流出は、地域人材不足や地域コミュニティの衰退、伝統文化継承者の減少につながっています。

地域における祭りや伝統文化をはじめ文化財や文化芸能の保護・継承を図るため、地域・家庭・学校・関係機関などが連携する必要があります。

また、町民の郷土愛を醸成していくために地域活動や地域コミュニティの活性化を推進する必要があります。

## 6 行財政基盤の強化

町におけるさまざまな課題や町民ニーズに対応して、まちづくりに取り組むためには、強靱な行政基盤と財政基盤が必要不可欠となります。

当町においては、行政サービス低下につながらないように職員の計画的な定数管理・能力向上に努めています。

また、当町における財政の連結赤字比率や実質公債費比率、将来負担比率については、基準内の数値であり健全な状態です。しかしながら、歳入については、以前と変わらず交付税などの依存財源が半分以上を占めている状況です。歳出については、少子高齢社会の進行に伴い、保健・医療、福祉分野が増加傾向にあります。また、公共施設などの老朽化に伴い、修繕や改修などに多額の支出が見込まれており、財源の確保が課題となっています。

今後もより良いまちづくりの推進や行政サービスの向上に向けて、強固な行財政基盤の構築が必要となります。

## 7 デジタル化の促進

高度な情報通信技術の発展により町民や企業、行政を取り巻く環境が刻々と変わりつつあります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、暮らしや仕事、教育、行政サービスなどさまざまな分野においてもデジタル化への課題が浮き彫りとなりました。

このようなことを背景に国は、令和3年9月にデジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するためデジタル庁を新設しました。

社会情勢や課題に対応するため、人工知能（AI※）などの情報・技術を活用して、町民ニーズ、地域の実情に沿ったデジタル社会の実現に向けて取り組む必要があります。

## 8 持続可能なまちづくり（SDGs）に向けた取組の推進

平成27年9月の国連サミットにおいて、平成28年から令和12年までの15年間に、世界で誰一人取り残さない持続可能な世界を実現するため「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

ここでは、世界経済、社会および環境の3側面を不可分のものとして調和させる統合的な取組として、17のゴール（目標）と169のターゲットを示した持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。

当町における「将来像」や「主要目標」の実現、また持続可能なまちづくりの実現に向けた取組を推進する必要があります。

### ◆持続可能な開発目標(SDGs) 17ゴール◆

<p><b>1</b> 貧困をなくそう</p> 	<p><b>目標1 貧困</b></p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
<p><b>2</b> 飢餓をゼロに</p> 	<p><b>目標2 飢餓</b></p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p> 	<p><b>目標3 保健</b></p> <p>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p> 	<p><b>目標4 教育</b></p> <p>全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p><b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p><b>目標5 ジェンダー</b></p> <p>ジェンダー※平等を達成し、全ての女性および女兒の能力強化を行う</p>
<p><b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p><b>目標6 水・衛生</b></p> <p>全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p><b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p><b>目標7 エネルギー</b></p> <p>全ての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>
<p><b>8</b> 働きがいも経済成長も</p> 	<p><b>目標8 経済成長と雇用</b></p> <p>包摂的かつ持続可能な経済および全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>
<p><b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p><b>目標9 インフラ、産業化、イノベーション</b></p> <p>強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの促進を図る</p>

※ジェンダー：性別に関する社会的規範と性差のこと。

<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p><b>目標10 不平等</b></p> <p>各国内および各国間の不平等を是正する</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p><b>目標11 持続可能な都市</b></p> <p>包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p><b>目標12 持続可能な消費と生産</b></p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p><b>目標13 気候変動</b></p> <p>気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p><b>目標14 海洋資源</b></p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p><b>目標15 陸上資源</b></p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p><b>目標16 平和</b></p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p><b>目標17 実施手段</b></p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

※総務省ホームページより

## 第2部 基本構想

- まちづくりの基本理念
- 皆野町の将来像
- まちづくりの主要目標
- 将来人口
- 土地利用構想

## まちづくりの基本理念

当町では、町民と行政が相互に信頼し協力することにより、多くの町民が共感できるまちづくりに取り組みます。

当町の特性に鑑み『ひと』『暮らし』『文化』を総合振興計画におけるまちづくりの基本理念とします。

### ひと

楽しく子育て、元気で長生き、  
子どもからお年寄りまで、みんな笑顔のまちづくり

### 暮らし

産業の振興と、快適な環境のなかで、  
毎日、安全・安心な生活がおくれるまちづくり

### 文化

伝統文化と、地域コミュニティを大切にし、  
学力向上と、生涯学べるまちづくり

## 皆野町の将来像

**住んでみたいまち 住み続けたいまち ときめきの皆野**

## まちづくりの主要目標

将来像を実現するための「まちづくりの主要目標」は次のとおりです。

- I 楽しく子育てと元気で長生きができるまち【健康・福祉の推進】
- II 豊かな心と多彩な文化を育むまち【教育・文化の向上】
- III 豊かな自然と産業が息づくまち【環境保全・産業振興】
- IV 安全で快適な生活が実感できるまち【生活基盤の整備】
- V 笑顔が行き交う共助と自立のまち【コミュニティの推進、行政基盤の強化】

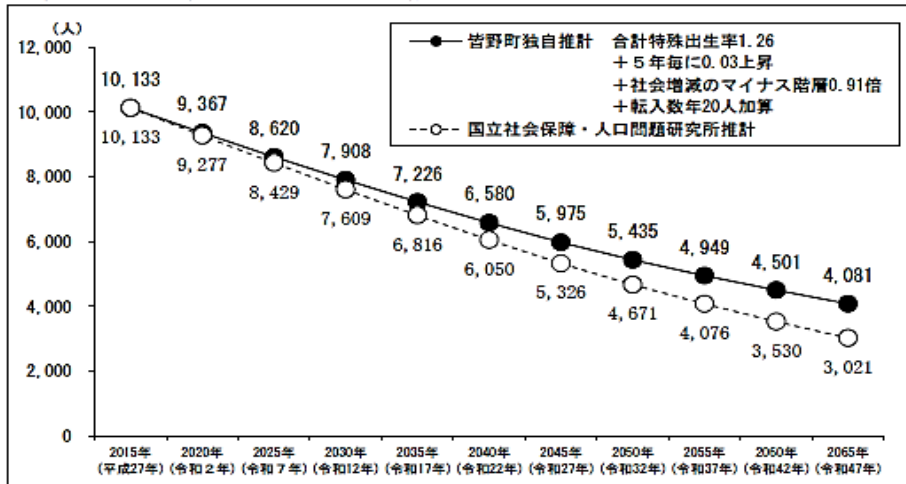


== 将来人口 ==

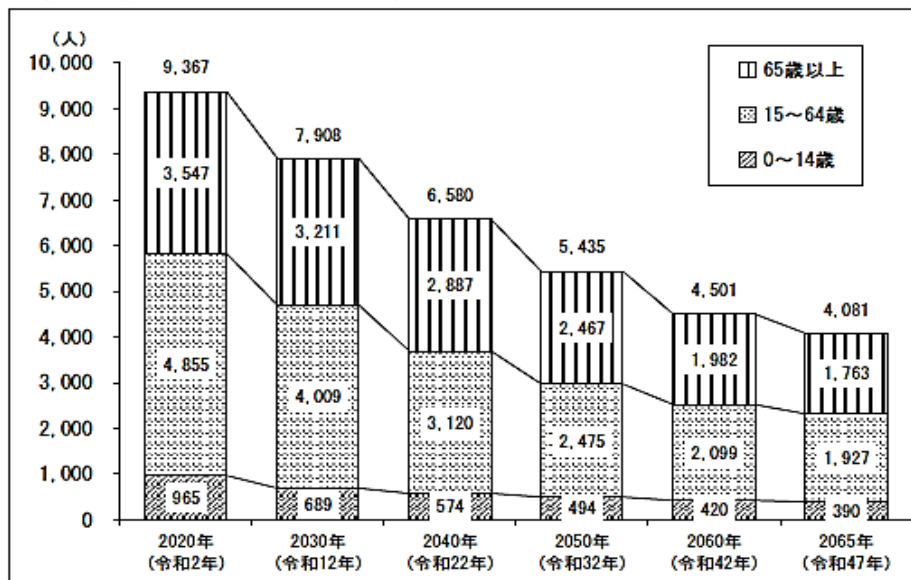
本計画においては、皆野町人口ビジョンにおける将来人口の実現を目指します。皆野町人口ビジョンの改訂（第2期策定）に伴い、将来人口を次のとおり設定します。

令和11年の総人口 : 8,000人程度

皆野町独自による推計及び社人研による推計



皆野町独自推計による年齢3区分別の推計人口



※第2期皆野町人口ビジョンより

## 土地利用構想

### ①土地利用の基本方向

自然に恵まれた土地は、町民のために限られた貴重な資源であり、生活および生産活動をはじめ諸活動の共通の基盤となっています。

土地利用に当たっては、長期的な展望のもと、自然・歴史・文化と共生した公共の福祉を最優先し、地域の特色を生かしながら総合的かつ計画的に取り組みます。

### ②地域別土地利用の方向

#### 【市街地整備地域】

都市計画法に基づく用途地域により建物の用途や形態を規制・誘導し、皆野駅および親鼻駅周辺の市街地については、良好な市街地環境整備を推進します。

#### 【農業地域】

景観作物の作付け支援や就農しやすい環境の整備などを通じ、耕作放棄地の解消と農地の多面的機能の維持を図ります。また、道路網の整備と農地の利用集積を促進し生産性の向上を図ります。

#### 【企業誘致地域】

当町の豊かな自然環境、皆野寄居有料道路や町内全域に整備されている光通信網などのインフラを最大限に活用し、幅広い業種に対する企業誘致を推進します。

#### 【観光・自然公園地域】

自然や史跡、景勝地などの観光資源を中心に、観光客が来場しやすく、商業・観光業の振興に資する拠点づくりを進めます。

県立美の山公園をはじめとする自然公園指定区域においては、経済活動とのバランスをとりながら、自然環境・景観の保全を図り、観光やレクリエーション拠点、町民の憩いの場として活用します。

#### 【森林地域】

天然林については保護と保全、人工林については施業の効率化に資する林道の開設などを通じて適正な新陳代謝を図り、森林を健全な状態に保ちその多面的な機能の維持に努めます。

## 第3部 後期基本計画

- 施策体系
- I 楽しく子育てと元気で長生きができるまち
- II 豊かな心と多彩な文化を育むまち
- III 豊かな自然と産業が息づくまち
- IV 安全で快適な生活が実感できるまち
- V 笑顔が行き交う共助と自立のまち

## 施策体系

序  
論

基本  
構想

後期  
基本  
計画

資  
料

主要目標	推進する施策	主な取組
I 楽しく子育てと 元気で長生きが できるまち	1 健やかに暮らせる まちづくり	①次世代を育む母子保健の充実 ②生活習慣病対策の充実 ③心の健康対策の推進 ④保健・医療連携体制の推進 ⑤地域医療体制の充実
	2 子どもを産み育て やすいまちづくり	①結婚支援の促進 ②子育て支援の充実 ③仕事と子育ての両立支援
	3 高齢者が元気で 暮らせるまちづくり	①地域包括ケアの推進 ②介護予防活動の充実 ③介護サービスの適正な提供
	4 障がい者(児)が生活 しやすいまちづくり	①療育体制の充実 ②障がい者(児)福祉の推進
	5 安心して暮らせる まちづくり	①医療保険制度の充実 ②生活困窮者の生活の安定と自立支援
II 豊かな心と 多彩な文化を 育むまち	1 確かな学力と自立 する力の育成	①一人ひとりの学力を確実に伸ばす教育の推進 ②基礎基本の定着と思考・判断・表現力を養う教育の推進 ③キャリア教育・職業教育の推進 ④グローバル化に対応した外国語教育の推進 ⑤幼・小・中一貫教育の推進
	2 豊かな心と健やかな 体の育成	①幼児教育の充実 ②全教育活動を通じた人権教育・道徳教育の推進 ③生徒指導・教育相談の充実 ④食育の推進 ⑤生涯スポーツ・地域スポーツの推進
	3 質の高い教育環境 の整備	①子どもたちの安全・安心の確保 ②教職員の資質向上 ③学習環境の整備・充実 ④地域と連携した教育の推進
	4 伝統文化継承と文化 財保護・活用の推進	①郷土芸能などの継承者の育成 ②文化財の保護・活用 ③文化・芸術活動の振興
	5 「ひと」が輝く まちづくり	①人権・同和対策の推進 ②男女共同参画社会の実現 ③国際理解教育・国際交流の推進

主要目標	推進する施策	主な取組
Ⅲ 豊かな自然と産業が息づくまち	1 美しいまちづくり	①環境美化の推進 ②地球温暖化対策の推進 ③ごみの減量化・再資源化の推進
	2 農林業推進のまちづくり	①農産物の付加価値の向上と地産地消の推進 ②持続可能な農業の推進 ③有害鳥獣対策の推進 ④森林施業集約化の推進
	3 つなぐ・つながる観光のまちづくり	①他市町村と連携した回遊性の向上 ②観光情報の集約と発信 ③おもてなし意識の醸成 ④ICT利活用基盤の整備
	4 地元づかいの推進と創業支援のまちづくり	①行きつけのお店づくりの推進 ②がんばる企業の応援 ③企業誘致の推進 ④若年者雇用の拡大
Ⅳ 安全で快適な生活が実感できるまち	1 町民の「生命」・「身体」・「財産」を守るまちづくり	①防災対策の充実 ②消防・救急・救助体制の充実 ③危機管理体制の充実 ④防犯対策の充実
	2 人も車も安全な道路・交通環境の整備	①生活道路の整備と管理 ②誰もが利用しやすい公共交通の推進 ③交通安全対策の充実
	3 快適な生活基盤の整備	①安全・安心な水の供給 ②下水道整備の推進 ③合併処理浄化槽の普及促進 ④中心市街地の整備
Ⅴ 笑顔が行き交う共助と自立のまち	1 町民力・地域力を生かしたまちづくり	①町民参画の促進 ②地域コミュニティ活動の推進 ③広聴広報の充実
	2 行政基盤の強化	①組織の活性化 ②職員の能力向上 ③事務事業の効率化・適正化 ④情報化の推進 ⑤広域行政の推進
	3 財政基盤の強化	①財源の確保 ②健全な財政運営

序  
論

基本構  
想

後期基本計  
画

資  
料

I 楽しく子育てと元気で長生きができるまち



# I 楽しく子育てと 元気で長生きができるまち

- 1 健やかに暮らせるまちづくり
- 2 子どもを産み育てやすいまちづくり
- 3 高齢者が元気で暮らせるまちづくり
- 4 障がい者(児)が生活しやすいまちづくり
- 5 安心して暮らせるまちづくり



## 健やかに暮らせるまちづくり

### 現状と課題

- 女性が自らの健康に目を向け、自らが健康づくりを実践できるよう思春期から青年期にかけて適切な知識・学習の機会を提供する必要があります。
- 高血圧や糖尿病などの生活習慣病の発症や進展には、塩分の多い食習慣・食文化が大きく影響しており、発症すると自覚症状がないまま進行し、重症化すれば将来的には糖尿病性腎症などの重篤な合併症を引き起こします。また、症状が進行するにつれ、本人の生活の質が低下するだけでなく、人工透析に移行した場合は医療費の増大など、医療経済面においても負担が大きくなっていきます。  
これらのことから生活習慣病の発症・進展を予防するために、減塩を最優先に取り組む必要があります。
- 後期高齢者人口の増加に伴い、心不全やフレイル対策が新たな健康課題となっています。
- 当町の自殺の標準化死亡比※は県と比べ高い割合になっています。また、後期高齢者人口の増加に伴い認知症患者数の増加や医療・介護負担の増大が懸念されます。
- 秩父地域の2次救急医療は秩父市立病院、秩父病院、皆野病院が担当しています。医療機関に従事する医師や看護師などの医療スタッフの不足が懸念されます。

### 基本方針

- ライフステージに応じた健康づくりを推進します。
- 秩父地域として広域的に地域医療体制の充実に取り組みます。

### 関連する個別計画

- 第3期健康みなとの21計画
- 第2期皆野町保健事業実施計画（データヘルス計画）
- 皆野町自殺対策計画

### 対応するSDGs





## == 主な取組 ==

### ①次世代を育む母子保健の充実

- 学校保健と連携した思春期保健対策の推進
- ライフプランを考える青年期を対象に、妊娠・不妊に関する正しい知識の提供
- 妊娠期から子育て期に渡り、切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの充実

### ②生活習慣病対策の充実

- AIを活用した受診勧奨による健診受診率の向上
- 減塩しやすい食環境づくりの推進
- 健診を活用した生活習慣病予防・フレイル予防の実践

### ③心の健康対策の推進

- メンタル不調者が相談しやすい環境の整備
- 自殺予防対策の強化
- うつ・認知症予防対策の推進

### ④保健・医療連携体制の推進

- 顔の見える関係性の中で、保健・医療・福祉の包括的な支援体制の構築

### ⑤地域医療体制の充実

- 医療スタッフの確保など安心して医療が受けられる体制の推進



## 子どもを産み育てやすいまちづくり

### 現状と課題

- 未婚率は女性よりも男性の方が高く、特に男性の25～29歳、女性の30～34歳で上昇傾向がみられ、これらの年代に向けた取り組みが求められています。
- 出生数の減少、核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などを背景に、子どもやその家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。支援や見守りを必要とする家庭も増えており、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制を強化する必要があります。
- 祖父母が子育てに日常的に関わったり、子育ての相談先になっている割合が多く、働きながら子育てをする上では、祖父母の協力が大きな力となります。しかし、祖父母が育児をしていた時代に比べ、育児方法が大きく変化しており、現在の育児方法を学ぶ機会が必要です。
- 男性を含めた全ての人が仕事と生活のバランスがとれる働き方を選択することができるよう、男性の育児休業取得やワークライフバランスに関する啓発が課題です。

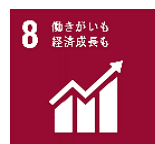
### 基本方針

- 結婚から妊娠、出産、子育てまで総合的に支援を行います。

### 関連する個別計画

- 第2期皆野町子ども・子育て支援事業計画

### 対応するSDGs



## 主な取組

### ①結婚支援の促進

- 公的結婚支援などに関する情報発信の強化

### ②子育て支援の充実

- 親子が安全に楽しく過ごせる交流の場の充実
- 孫育て応援の実施
- 児童虐待を未然に防ぐため、地域全体で子どもを見守る環境を強化
- 子育て家庭の経済的負担軽減の充実
- 子育て支援に関する情報発信の強化
- 子ども家庭総合支援拠点※の整備
- 医療体制の充実

### ③仕事と子育て両立支援

- 多様なニーズに対応した保育サービス・放課後児童対策の充実
- ワークライフバランスに関する包括的な情報発信の強化
- 男女共同参画による子育て意識の醸成・父親への子育て参加の促進



み～な子ども公園



きらきらクラブ

※子ども家庭総合支援拠点：子育てに関する相談に応じ、子どもの健全な養育と健やかな成長、自立に向けたサポートを行う機関。



## 高齢者が元気で暮らせるまちづくり

### 現状と課題

- 町の高齢化率は、令和3年10月1日時点で38.3%であり、超高齢社会となっています。高齢になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができる質の高い医療・介護サービスが求められています。
- 地域の過疎化が進む中で、町民同士の支え合いや助け合いがますます重要となり高齢者自らが介護予防に取り組み、元気で自立した生活を営むための施策が求められています。また、新型コロナウイルス感染症対策をきっかけとして、集団での活動環境が大きく変化しつつあり介護予防事業も時代に合わせた事業展開が必要となっています。
- 高齢者のいる世帯は増加傾向にあり、なかでも単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加しています。介護ニーズの高い高齢者人口が、今後より一層急激に増加することが見込まれています。更なる介護保険制度の周知と理解のもとに、一人ひとりのニーズに合った適正なサービス提供が必要となります。

### 基本方針

- 高齢者が住み慣れた地域で元気に自立した暮らしができ、医療や介護が必要になっても、最期まで安心して暮らせる地域づくりを推進します。

### 関連する個別計画

- 皆野町地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 皆野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

### 対応するSDGs



## 主な取組

### ①地域包括ケアの推進

- 地域包括ケアシステムの実現のため地域包括支援センターの機能強化
- 専門職やボランティア組織などとの連携を強化
- 町民が主体となる通いの場の活動支援

### ②介護予防活動の充実

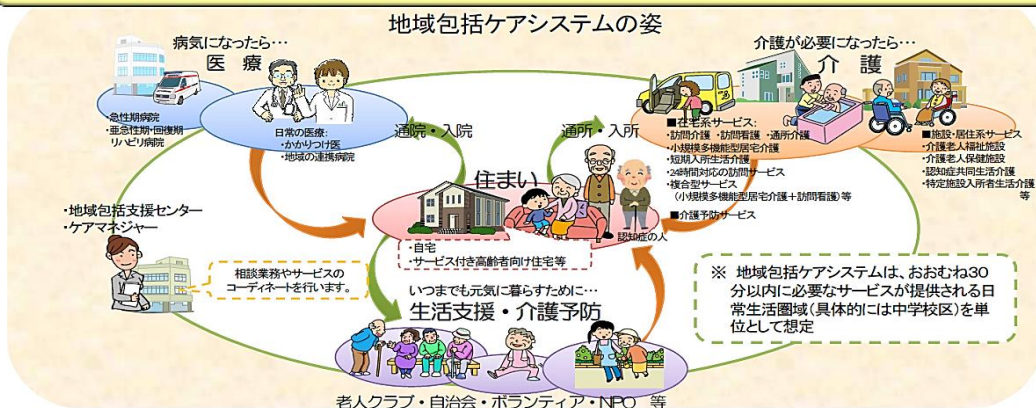
- 少人数できめ細かな、効果的で質の高い介護予防事業の実施
- 健診事業、生活習慣病予防・介護予防事業の一体化の推進
- 高齢者が自身の知識や経験を生かして企画する介護予防事業の推進

### ③介護サービスの適正な提供

- 介護保険事務の効率化、保険料徴収率の向上による健全な介護保険財政の運営の推進
- 公平・的確・迅速な要介護認定審査の促進
- 介護保険サービス適正利用の促進のため、地域包括支援センターとの連携強化

## 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。  
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。



※厚生労働省ホームページより



## 障がい者(児)が生活しやすいまちづくり

### 現状と課題

- 障がいの有無に関わらず共に生きる社会の実現に向けて、自立した日常生活または社会生活などの支援が求められています。
- 発達気になる子どもたちに対する早期療育や多様化するニーズに対応した支援の充実が課題です。

### 基本方針

- 障がいがあっても住み慣れた地域で自立し、誇りを持って生活できるまちづくりを進めます。

### 主な取組

#### ①療育体制の充実

- 障がいの特性に応じた支援や保育・教育体制の整備・充実
- 専門スタッフによる相談体制の充実
- 包括的な支援のため、町内外の関係機関との連携を強化

#### ②障がい者(児)福祉の推進

- 関係機関などと連携した専門的な相談支援体制の充実
- 障がい者の立場に立ったサービスの充実
- ノーマライゼーション※の理解を深め、障がい者への差別や偏見のない、福祉のこころ豊かな地域社会づくりを推進

### 関連する個別計画

- 皆野町障がい者計画・障がい福祉計画 第2期皆野町障がい児福祉計画

### 対応するSDGs





## 5 安心して暮らせるまちづくり

### 現状と課題

- 国民健康保険の財政運営が都道府県単位となり、運営の合理化と安定化が図られています。一方で、高齢化の進行や医療の高度化により医療費が年々増加しています。
- 失業、病気、家族の介護などをきっかけに生活困窮に陥る人が増え、家族などのつながりをなくして孤立化する人も少なくありません。社会的孤立の拡大は、自立への意欲を損ない、支援を難しくするため、生活保護に至る前の段階から、自立支援の強化に向けた体制の整備が必要です。

### 基本方針

- 疾病予防、病気の早期発見・早期治療などによる医療費の抑制や医療保険制度の適正運営に取り組みます。
- 生活困窮者など社会的弱者の自立を支援し、誰でも心身ともに健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

### 主な取組

#### ①医療保険制度の充実

- 保険制度の正しい認識・理解のため、情報発信の強化
- 特定健診などの受診促進のため、AIを活用した受診勧奨の実施
- 医療費の抑制と国民健康保険税の収納率向上により、安定した医療保険制度の運営の実現
- 「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき保険税水準の県内統一化に向けた取組を実施

#### ②生活困窮者の生活の安定と自立支援

- 生活困窮者の情報を把握するため、地域ネットワークの強化
- 生活困窮者における健康の保持・増進、疾病予防などへの支援
- 生活困窮者への就労・生活・経済などの総合的な支援の推進
- 生活保護受給に至る前の段階からの相談活動や指導、援護の充実

### 関連する個別計画

- 第2期皆野町保健事業実施計画
- 地域福祉計画・地域福祉活動計画

### 対応するSDGs







## Ⅱ 豊かな心と 多彩な文化を育むまち

- 1 確かな学力と自立する力の育成
- 2 豊かな心と健やかな体の育成
- 3 質の高い教育環境の整備
- 4 伝統文化継承と文化財保護・活用の推進
- 5 「ひと」が輝くまちづくり



## 1 確かな学力と自立する力の育成

### 現状と課題

- ICTの急速な進歩など社会が大きく変化する中、主体的に学び、自立し能力を発揮することができる子どもたちの育成が求められています。
- 国・県の学力調査の結果を踏まえ、思考力・判断力・表現力を育成していくことが課題です。さらに学んだ知識や技能をさまざまな領域で発揮できるよう授業改善を図る必要があります。
- 社会人や職業人としての進路選択に当たっては、職業観の確立や勤労への理解が不可欠です。家庭・地域・企業などとの連携により子どもたちが人との関わり合いの中で自分の価値を見出し、「生きぬく力」を身に付けることができる教育を推進する必要があります。
- 国際的な協調が求められる社会において、外国語によるコミュニケーション能力の向上と異文化理解はますます重要となっています。外国語を「話すこと」「書くこと」を中心とした実践的な学習に加え、自国文化の学びをとおした異文化理解の推進が求められています。
- 児童生徒の抱える課題は多様化、複雑化しています。個々の課題に長期的な視点から一貫性をもって対応するため、幼保小中の連携による取組の体系化が求められています。

### 基本方針

- 子どもたちの社会的自立に向けて、知・徳・体の成長の記録を共有・活用することにより、一人ひとり確実に伸ばす教育を推進します。そして、夢と志を持ち人生を切り開くことのできる人間の育成を目指します。

### 関連する個別計画

- 皆野町教育行政重点施策
- みんなの教育プラン
- 皆野町特別支援教育推進計画

### 対応するSDGs



## 主な取組

### ①一人ひとりの学力を確実に伸ばす教育の推進

- 家庭学習習慣化の推進
- 学習内容の確実な定着を図るツールとしての一人一台端末の効果的な活用の推進
- 「個別最適な学び」「協働的な学び」を取り入れた授業方法や授業形態の工夫

### ②基礎基本の定着と思考・判断・表現力を養う教育の推進

- 基礎的読解力の育成
- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善
- 学校司書・図書支援員を活用した学校図書館教育の充実

### ③キャリア教育・職業教育の推進

- 幼稚園、小中学校におけるキャリア教育の推進
- キャリアパスポートをとおした小中学校の連携の推進
- 職場体験をはじめさまざまな体験活動を通じた勤労観・職業観の醸成

### ④グローバル化に対応した外国語教育の推進

- 英語によるコミュニケーション能力の育成
- 大学などの教育機関との連携を通じた外国人留学生などとの交流
- 幼・小・中一貫した外国語活動、外国語科、英語科カリキュラムの推進

### ⑤幼・小・中一貫教育の推進

- 幼稚園、小中学校一貫カリキュラム（みならの学）の具現化
- 特別支援教育の推進
- 教育相談・生徒指導に係る小中連携の推進



タブレット端末を活用した授業



## 2 豊かな心と健やかな体の育成

### 現状と課題

- 幼児期の教育は生涯にわたる人格の基礎を形成する大切な時期であり、基本的な生活習慣の確立や学び・体験をとおしての成長発達に極めて重要となります。  
小学校生活に適應できない「小1プロブレム」などの問題を防止するために、小学校教育への円滑な接続に取り組む必要があります。
- 家庭の教育力の低下や地域コミュニティの弱体化は、規範意識の低下や人間関係の希薄化を招き、いじめ、虐待などの人権問題の発生につながっています。他者への思いやりと豊かな人間性を育む、発達段階に応じた正しい人権教育の推進が求められています。
- 児童生徒の人格形成を図るうえで生徒指導は重要な役割を担っています。教職員と生徒の信頼関係を育み、家庭と連携して一貫性をもった生徒指導体制を確立し、問題行動の予防や解決に取り組む必要があります。
- 偏った栄養摂取や朝食の欠食などによる食生活の乱れや肥満傾向など食に関する教員の指導力の充実が求められています。学校給食が「生きた教材」となるよう、児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣についての指導が必要となっています。
- 学校教育や生涯スポーツとして体力の向上につながる活動などが縮小されている現状です。家庭・地域・体育施設と連携し、子どもから高齢者までがスポーツに親しむことができる環境の充実とスポーツ推進委員をはじめとした指導者の育成が求められています。

### 基本方針

- 子どもたちの豊かな心を育むため、幼・小・中の発達段階に応じて、体験活動を充実させるとともに、道徳教育、人権教育を一層推進します。また、健康の保持増進や体力の向上などにより、健やかな体を育成します。

### 関連する個別計画

- 皆野町教育行政重点施策
- みんなの教育プラン

### 対応するSDGs



## 主な取組

### ①幼児教育の充実

- 魅力ある幼稚園づくりの研究
- 豊かな自然と触れ合い元気な心身を育む園庭の整備
- 人間の根っこづくり「乗り越える力」「たくましい力」の育成
- 関係機関による情報交換の実施

### ②全教育活動を通じた人権教育・道徳教育の推進

- 皆野っ子生活のめあて（あいさつ・返事・時間・姿勢）の普及啓発
- 自他を認める人権感覚を育む人権教育の充実
- 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の確立
- 学校同和教育に係る教員の指導力の向上

### ③生徒指導・教育相談の充実

- 関係機関などと連携したいじめ・不登校対策の充実
- 教育相談員を活用した適応指導教室の充実

### ④食育の推進

- 「早寝・早起き・朝ごはん」の推進
- 栄養教諭を活用した食育授業の実践
- 生きた食育活動と子どもたちの健やかな成長の拠点として魅力ある給食センターづくりの推進

### ⑤生涯スポーツ・地域スポーツの推進

- スポーツ推進委員などによる児童生徒の体力向上事業の推進
- マレットゴルフの普及とマレットゴルフ場の利用者拡大
- ふれあいプール・ホットをはじめとした体育施設の効果的な活用・利用者拡大
- 町内をフィールドとしたイベントなどの事業の充実

# 3

## 質の高い教育環境の整備

### 現状と課題

- 災害や事故などに備え、子どもたちが危機管理能力の基礎を身に付けられるよう、実践的な避難訓練や交通安全への取組が重要となっています。学校の危機管理体制の更なる整備充実と地域や関係機関と連携した学校安全に取り組むことが求められています。
- 学校教育の質の向上を図るためには、子どもと向き合い、認め鍛え育むという自らの職責と学び続ける自覚のある教職員の育成と環境づくりに取り組む必要があります。
- 学校施設において築年数が40年を超える施設が増加し、不具合や故障する施設・設備が多くなってきています。児童生徒の安全な学習環境の整備を最重要課題としつつ、ICT化など多様な学びに対応できる学習環境の整備に取り組む必要があります。
- 教職員が子どもと向き合う時間を確保し、教育の質を向上させるために教職員の働き方改革を推進する中で、教職員が担うべき業務のあり方が見直されています。また、地域とともにある学校を目指すコミュニティ・スクールが始動し、学校・地域などの実情を踏まえた教育を推進しています。  
学校・地域の教育力の向上のため、校長のリーダーシップのもと学校全体で地域と連携・協働しながらチームとして子どもたちの育成に取り組む必要があります。

### 基本方針

- 質の高い教育を推進するため、教職員の資質・能力を向上させるとともに学校の組織運営の改善を図ります。
- 子どもたちの安全・安心の確保、危機管理体制の整備充実を図ります。

### 関連する個別計画

- 皆野町教育行政重点施策
- 皆野学校施設長寿命化計画
- 皆野働き方改革基本方針

### 対応するSDGs



## 主な取組

### ①子どもたちの安全・安心の確保

- 感染予防対策と健康教育の充実
- 防災教育・交通安全教育の充実
- 家庭や地域と連携した地域の見守り体制の充実

### ②教職員の資質向上

- ICT活用指導力の向上に向けた研修とサポート体制の充実
- 指導主事・学校教育指導員による指導助言および研修体制の充実
- 教職員不祥事根絶のための計画的・組織的な取組の推進
- 特別支援教育指導員などを活用した就学支援体制の充実

### ③学習環境の整備・充実

- 多様な学習方法・教育活動に対応した学校施設・設備の整備・充実
- 施設長寿命化計画に基づく老朽化対応・長寿命化改修

### ④地域と連携した教育の推進

- チーム学校づくりの推進
- 学校における働き方改革の推進
- コミュニティ・スクールによる地域との連携・協働



ICT活用授業技法研修会



コミュニティ・スクール  
(地域住民との田植え)



## 4 伝統文化継承と文化財保護・活用の推進

### 現状と課題

- 若者の転出などにより伝統文化の継承者不足が大きく懸念されています。学校・家庭・地域・関係機関の連携により、わがまち皆野を知り、郷土を愛する教育的活動を推進していく必要があります。
- 当町には指定文化財のほか、寄贈された民具や個人所有の俳句資料など多くの文化財がありますが、保存・管理のための体制が十分ではありません。台帳の整備やデジタル化などにより、企画展や教材への活用を推進していく必要があります。
- 当町には、文化・芸術活動に携わる団体がありますが、活動頻度や発表機会が減少傾向にあります。文化会館などの活用により、発表機会を拡充していく必要があります。

### 基本方針

- 地域の風土、昔ながらの風習、祭りや伝統文化など、郷土の優れた文化財や文化芸能の保護・継承を図るとともに地域の郷土愛を醸成し、地域活動の活性化や地域コミュニティを深め、彩りのあるまちづくりを推進します。

### 関連する個別計画

- 皆野町教育行政重点施策
- みんなの教育プラン
- 皆野町特別支援教育推進計画

### 対応するSDGs





## 主な取組

### ①郷土芸能などの継承者の育成

- 伝統と文化を尊重する教育の推進
- 後継者育成の推進

### ②文化財の保護・活用

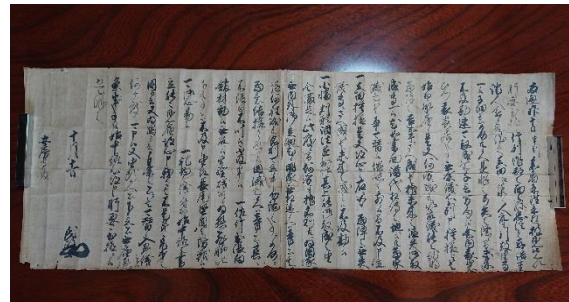
- 個人所有などを含めた文化財の調査・記録・保存管理の推進
- 案内板などの充実および見学場所としての活用の推進
- 歴史・文化を体系的に学ぶカリキュラムの作成および出前講座・授業の実施

### ③文化・芸術活動の振興

- 文化会館などを活用した文化芸術活動の推進
- 文化芸術活動などへの支援および文化団体同士などの交流を促進し発表機会の拡充



立沢の虫送り



金室家文書(北条氏政書簡)

# 5

## 「ひと」が輝くまちづくり

### 現状と課題

- 市民の人権意識は確実に高まってきていますが、依然として偏見や理解不足による差別意識が存在しているのが現状です。地域の実情に応じた人権教育および人権啓発の推進と道德教育の充実に引き続き取り組む必要があります。
- 人々の意識や行動、慣習の中に性別による差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方が残っているほか、配偶者などからの暴力の問題なども発生しています。男女の立場を対等とし、あらゆる分野において性別にかかわりなく、その個性と能力を存分に発揮できる男女共同参画社会を築くことが必要です。
- 国際的な指標から、我が国では男女間の不平等が大きいとされています。個人のジェンダー意識の形成に大きな影響を与える学校において、子どもたちが正しい知識を習得することが必要です。
- 国際交流が盛んな現代において、自国文化や歴史を正しく理解し異文化交流を通じて国際理解教育の推進・充実に努めることで、グローバル人材の育成を推進する必要があります。
- 身近な地域においても外国人が訪れていますが、異文化や外国人への理解や交流の機会が少ないのが現状です。地域の実情に応じた外国人との交流・異文化に接する機会を創出する必要があります。

### 基本方針

- 一人ひとりが、正しい知識によりお互いを理解し合うことにより、全ての人が平等で差別のない、人間として尊重されるまちづくりを推進します。

### 関連する個別計画

- 皆野町教育行政重点施策
- みんなの教育プラン
- 皆野町特別支援教育推進計画
- 皆野町男女共同参画プラン

### 対応するSDGs



## 主な取組

### ①人権・同和対策の推進

- 同和問題をはじめとした、あらゆる人権問題を解決するため、平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」などを踏まえた人権教育・人権啓発活動の推進
- 差別意識や偏見を解消するため、正しい知識・理解を深める研修会などの啓発事業の推進
- 教職員が学校教育における人権問題を認識し、子どもたちが主体的に行動できる教育の推進

### ②男女共同参画社会の実現

- 男女平等を実現する啓発活動の推進
- セクシャルハラスメントやDVなどの防止活動の推進
- 教職員への研修機会の確保

### ③国際理解教育・国際交流の推進

- 地域の外国人と交流し異文化理解を深める活動の推進
- 外国の学校の学生たちとの交流
- 修学旅行などにおける外国人との交流



人権問題啓発指導者養成講座



修学旅行における  
外国人留学生との交流



## Ⅲ 豊かな自然と 産業が息づくまち

- 1 美しいまちづくり
- 2 農林業推進のまちづくり
- 3 つなぐ・つながる観光のまちづくり
- 4 地元づかいの推進と創業支援のまちづくり



## 1 美しいまちづくり

### ＝ 現状と課題

- 各行政区や各種団体による定期的な清掃活動により、美しい環境が保たれていますが、人目につきにくい場所では不法投棄が行われているため、更なる監視を必要とします。
- 地球温暖化対策の実施により CO<sub>2</sub> の排出削減が図られていますが、継続して再生可能エネルギーなどへの取組を推進する必要があります。
- 新聞紙などの有価物を回収し有効利用を図っていますが、その活動を実施している地域住民の団体が減少しています。
- ちちぶ定住自立圏の事業として、廃食用油をバイオディーゼル燃料として製造していますが、使用できる自動車などが少ないという課題があります。

### ＝ 基本方針

- 緑豊かな自然環境を保持するとともに、国際的に問題となっている地球温暖化対策に取り組み、いつまでもきれいな皆野町を持続させます。

### ＝ 関連する個別計画

- ちちぶ環境基本計画

### ＝ 対応するSDGs



## 主な取組

### ①環境美化の推進

- 関係機関・団体と連携を図り、不法投棄やポイ捨ての防止を強化
- 各種団体・ボランティアなどによる清掃活動を支援
- 河川の水質状況を把握し、水質維持・安定化の促進

### ②地球温暖化対策の推進

- 太陽光発電・太陽熱温水器設置費補助金の交付
- 町民・企業などと協働し、温室効果ガスの削減の実施

### ③ごみの減量化・再資源化の推進

- 地域住民・団体への支援
- プラスチックごみの再資源化を、企業と連携し実施
- 関連する法令に基づき、住民・事業者への周知を徹底
- バイオ燃料などの製造・活用の推進



荒川支線水質調査



環境衛生委員協議会による  
不法投棄収集作業



## 農林業推進のまちづくり

### 現状と課題

- 農林業経営者の高齢化や後継者不足などにより、経営体数が減少しているため、耕作放棄地の増加や山林荒廃を防ぐことが課題となっています。
- 農家の収入増加には、付加価値のある高単価農作物の販売が必要です。高需要で希少性のある作物の栽培や加工品開発に取り組むことが必要です。
- 耕作放棄地の増加は、食糧生産機能だけではなく、良好な景観形成など農地が有する多面的機能の低下をもたらすとともに、有害鳥獣による農林業への被害をもたらされています。
- 森林は木材生産の他にも、生物多様性の保全、CO<sub>2</sub>の吸収、土砂災害の防止や土壌保全など多くの役割を担っています。適切な森林施業により健全な森林の維持が求められています。

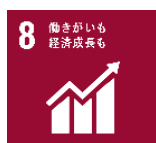
### 基本方針

- 農業や林業の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるため、担い手となる農林業従事者への支援を推進していきます。
- 農地の利用集積や森林施業の集約化を推進し、農林業の健全な発展ができるまちづくりを目指します。

### 関連する個別計画

- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- 皆野町鳥獣被害防止計画
- 皆野町森林整備計画
- 人・農地プラン

### 対応するSDGs





## 主な取組

### ①農産物の付加価値の向上と地産地消の推進

- 農林産物の販路拡大と農商工連携の促進
- 栗の「ぼろたん」など高単価が期待できる作物の特産地化の促進と生産技術の向上
- 地場農林産物と郷土の特色ある食材の使用促進

### ②持続可能な農業の推進

- 人・農地プラン※に基づく地域の担い手への支援および規模拡大を促進
- 退職世代や移住者に対する就農支援と農業従事者の確保
- 農地中間管理機構を活用した農地利用の効率化の促進

### ③有害鳥獣対策の推進

- 電気柵などの鳥獣防護柵の普及
- 専門家の指導に基づく「正しい捕獲」と「正しい技術」の普及による人材育成
- 有害鳥獣駆除業務従事者への支援

### ④森林施業集約化の推進

- 森林経営管理制度を活用した林業の成長産業化と適切な管理
- 森林環境譲与税を活用した森林整備の促進
- 林業従事者の確保・育成と、技術や生産性の向上



特産品「ぼろたん」



有害鳥獣対策の防護柵

※人・農地プラン：地域の話し合いに基づき、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村が公表するもの。



## 3 つなぐ・つながる観光のまちづくり

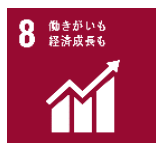
### 現状と課題

- 天空のポピーは、重要な観光資源に成長しましたが、その観光客を町内商業・観光業の活性化につなげることが十分にできていないことが課題です。
- 観光資源が地理的・季節的に点在しており、町単独で観光客のニーズを満たすことは難しい状況です。市町村の枠を超えて観光資源をつなぎ補完し合う観光パッケージの開発が課題となっています。
- 当町の観光情報は、パンフレットやポスターが中心であり、即時性に欠けニーズに応えきれていないことから、タイムリーな発信が必要になります。
- 観光客の新規獲得やリピーターの定着には商業・観光事業者のみならず、町全体で来訪者を心からもてなす意識の醸成が必要です。
- インターネット経由での情報収集や個人によるSNS投稿が普及し、観光施設でのフリーWi-Fiスポットの整備が求められています。

### 基本方針

- 増加している秩父地域への観光客を町内に呼び込み、商業・観光業の活性化を図るため、近隣市町村などと連携して受け入れ態勢の強化を推進します。
- 自然豊かな観光資源の保護・活用を通じて“おもてなしの心”を醸成し、人も自然も持続的に発展できるまちづくりを進めます。

### 対応するSDGs



寄ってんべえみなのもち(観光情報館)

主な取組

①他市町村と連携した回遊性の向上

- 地域の関係機関と協力した、観光周遊パッケージの開発
- 近隣市町村における共通の観光資源を活用したPR促進
- 既存の観光資源と組み合わせて回遊性を高められる資源の開発や掘り起こし

②観光情報の集約と発信

- Webサイト、SNSを活用したタイムリーな情報の提供
- 観光客の誘致のため、関係機関・団体の情報発信強化の促進

③おもてなし意識の醸成

- 観光客が安心してまち歩きができる案内表示の整備
- “おもてなしの心”の醸成や入りやすいお店づくりの促進
- 自然観察、体験会など郷土の自然に触れられる機会の創出
- ホタルなどの希少な動植物を守り育てる活動の支援

④ICT利活用基盤の整備

- 観光情報のデジタル化やフリーWi-Fiスポットの整備
- 商業・観光事業者や観光客からもSNSを活用した最新情報の提供ができる仕組みづくりの推進



天空のポピー



自然観察体験会



## 4 地元づかいの推進と創業支援のまちづくり

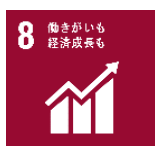
### 現状と課題

- 町内企業は厳しい経営を迫られていますが、創意工夫と自助努力で経営を続けています。町民が地元商店の魅力を知り、活用して地域経済の衰退を防ぐことが必要です。
- 新製品開発や新規事業の立ち上げなどの企業努力により、町の経済や雇用が支えられています。町内の“がんばる企業”を支援する取組が必要です。
- 地理的条件から工業団地の造成などは困難ですが、皆野寄居有料道路や町内全域をカバーする光通信網など、既存のインフラや豊富な自然環境を生かし、規模を問わず幅広い業種に対して進出を働きかける必要があります。
- 新規学卒者の雇用が少ないことが若者の転出につながり、子育て世代の減少と少子高齢社会の進行を招いています。若年世代の流出を防ぐとともに、U・I・Jターン※などを促進し若年世代の雇用を拡大する必要があります。

### 基本方針

- 店主と気軽に話をしながら買い物や食事ができる行きつけの店。顔の見える安心感と、地域経済循環の大きな力となる「地元づかい」を推進します。
- 若手経営者への支援や企業誘致に取り組むとともにサテライトオフィス事業を推進することで、魅力ある働く環境を創出し、都市部の企業・社員の地域活動などへの参画による地域経済の活性化を図ります。

### 対応するSDGs



皆野横丁



合同就職面接会

52 ※U・I・Jターン：大都市圏から地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態。Jターンは出身地近くの地方都市に移住する形態をいう。

## 主な取組

### ①行きつけのお店づくりの推進

- 町内の需要拡大と地域経済の循環を図り“にぎわい”を創出
- 地元商店利用のきっかけや魅力発見につながる機会の創出
- 観光客などに行きつけの店を紹介・つなぐことができる“町民オール案内人”の醸成

### ②がんばる企業の応援

- 若手経営者など意欲ある店主や後継者の自立的な取組を支援
- 地場農林産物の利用促進や生産者と企業のマッチング支援
- 中小企業における経営環境の改善促進
- 経営者のニーズ調査・分析および効果的な経営の支援

### ③企業誘致の推進

- インターネット環境を生かしたテレワーク型企业や自然資源を生かしたレジャー産業など、幅広い業種の企業誘致を促進
- サテライトオフィス事業による企業誘致を推進し、魅力ある働く環境の創出と地域経済の活性化を図る
- 空き店舗・空き家を活用した創業支援や小規模事業所の誘致
- 経営の専門家による各種講習や個別指導の充実による創業サポート

### ④若年者雇用の拡大

- 秩父地域、県北地域を含めた広域的な雇用機会を創出し”皆野に住んで”働くスタイルを推進
- 関係機関と連携した職業訓練機会の増加と情報発信
- 求人情報の積極的な提供



サテライトオフィス



# IV 安全で快適な生活が 実感できるまち

- 1 町民の「生命」・「身体」・  
「財産」を守るまちづくり
- 2 人も車も安全な道路・交通環境の整備
- 3 快適な生活基盤の整備



## 1 町民の「生命」・「身体」・「財産」を守るまちづくり

### ＝ 現状と課題

- 地震や台風などの予想を超えた自然災害に対応できるように防災行政無線や戸別受信機、防災倉庫および防災備品を配備し、災害に強いまちづくりを推進しました。予想を超える災害時には即時対応できるように引き続き取り組み必要があります。
- 令和2年度には、備蓄品の配備やエアコン設置などの支援を実施し、自主防災組織の協力のもと、行政区の公会堂などを活用した「地域避難所」を計26か所整備しました。今後は、地域避難所への各種支援や、円滑な活用方法などが課題となります。
- 町消防団は、詰所・車両の更新により、施設整備と機能強化が図られました。しかし、団員の減少や高齢化のため、有事における消防活動への団員不足が懸念されており、女性を含めたさらなる団員の確保と、OB隊の組織強化などを図る必要があります。また、防火水槽の老朽化などが進行しているため、計画的な更新が必要となります。
- 令和2年には、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行により、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が大きく発生しました。こうした状況下においても、正確な情報収集や優先的に実施すべき業務を円滑かつ的確に執行できる体制を整備する必要があります。
- 令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所の整備計画の策定や感染対策備品の整備に取り組みました。引き続き備品の整備や感染対策を考慮した避難所開設訓練を行うことが必要です。
- 安全・安心な環境づくりのため、町内のLED防犯灯の増設や自主防犯組織による防犯パトロールに取り組んでいます。今後も地域の安全を守るため継続的な取組が重要となります。

### ＝ 基本方針

- 自然災害・火災・犯罪から、町民の生命・身体・財産を守るため、関係機関が一体となって防災・防犯対策の充実を図ります。

### ＝ 関連する個別計画

- 皆野町地域防災計画
- 皆野町業務継続計画
- 皆野町新型インフルエンザ等対策行動計画



## 主な取組

### ①防災対策の充実

- 避難所などにおける災害備蓄品の整備・更新
- 自主防災組織の維持
- 自主防災組織の協力のもと、住民参加型の避難訓練の実施
- 地域避難所活用のための備蓄品の整備などの行政区への支援
- 防災行政無線の戸別受信機の貸与

### ②消防・救急・救助体制の充実

- 秩父広域市町村圏組合との連携
- 新入消防団員確保のため、広報活動の実施
- 消防団員の準中型自動車免許取得の補助事業の実施
- 防火水槽の新設や修繕

### ③危機管理体制の充実

- 職員による避難所開設訓練の実施
- 必要に応じて皆野町地域防災計画や皆野町業務継続計画（BCP）の見直しや情報収集体制の充実
- 新型インフルエンザ等の新興感染症への対策を充実

### ④防犯対策の充実

- 自主防犯組織の維持
- 自主防犯組織へ防犯パトロール資機材の配付
- 自主防犯組織の定期的なパトロールによる啓蒙活動
- 夜間の歩行者などの安全性向上のため、各行政区の防犯灯の新規設置や修繕の実施

## 対応するSDGs





## 人も車も安全な道路・交通環境の整備

### 現状と課題

- 市街地は建物が多く、狭あい道路や未改良道路の整備に取り組む必要があります。また、中山間地の集落間道路は急こう配で見通しのきかないカーブが多いため、整備が急がれています。
- 橋や舗装などの老朽化が進み、安全な通行を確保するための改修が必要です。
- 主要な生活道路は、町から委託を受けた建設業者などにより除雪を行いますが、大雪時には各地域からの生活道路の除雪依頼に十分対応できず、地域間の格差が指摘されています。
- 町内における高齢者の割合も高く、運転免許証を自主返納する町民も増加傾向にあります。町民の移動手段の確保のため、鉄道やバスなどの公共交通機関の充実が必要となります。
- 町内において、令和3年11月に交通死亡事故ゼロ4,000日を達成しました。今後も交通事故の防止を図るため、車両・歩行者の安全確保や交通環境の整備が求められます。

### 基本方針

- 緊急自動車の通行不可能な狭あい道路の整備や県道整備を働きかけるとともに、公共交通の改善に取り組み、人にも車にも安全な環境づくりを推進します。

### 対応するSDGs



交通安全母の会による交通安全指導

## 主な取組

### ①生活道路の整備と管理

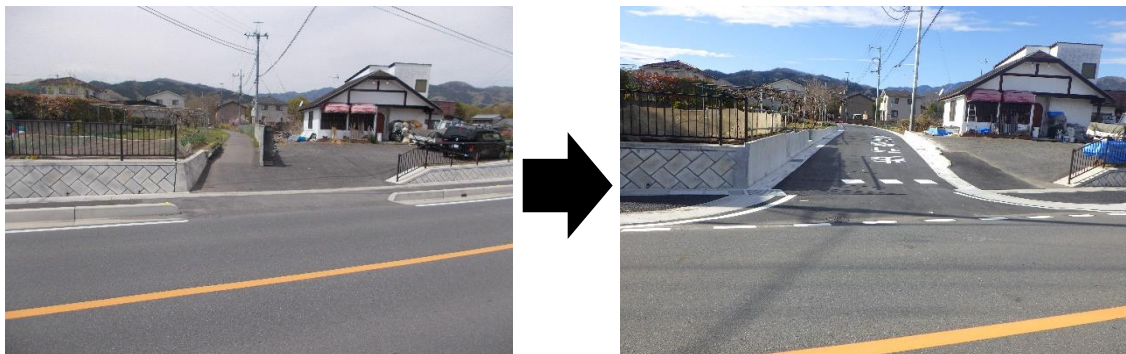
- 防災性および住環境の向上を図るため、継続して狭あい道路の整備を中心に未改良の町道工事の推進
- 中山間地域の町道における道路施設の整備などは、地域の要望に応じた工事を実施
- 県道は、未改良区間の工事を継続して要望また協力・調整の実施
- 5年毎に橋の定期点検を実施し、長寿命化のための修繕工事を実施
- 計画的な町道の修繕の実施
- 自動出動し除雪する生活道路以外では必要に応じて建設業者などによる除雪を実施
- 大雪時の道路交通機能を確保するため、各道路管理者における連携

### ②誰もが利用しやすい公共交通の推進

- 町営バス・西武観光バス・秩父鉄道の連携を強化し、誰もが利用しやすい公共交通の運行形態の整備
- 秩父鉄道により安全・快適な鉄道運行の維持・充実を促進
- 西武観光バスの路線維持のため支援の充実

### ③交通安全対策の充実

- 道路標示の修復などの積極的な実施・要望
- 年齢・段階に応じた交通安全教育の推進
- 交通安全運動、街頭広報などの啓発活動の実施



道路の拡幅



## 3 快適な生活基盤の整備

### 現状と課題

- 水道事業の広域化に伴い、技術基盤と経営基盤の強化が図られました。今後は、老朽化した水道管や施設の改修、災害時におけるライフラインの確保などを図る必要があります。また、秩父広域水道の給水区域外では、小規模水道組合を組織していますが、人口減少や高齢化に伴い、施設を維持管理することが困難となっています。
- 下水道の普及を推進し、荒川の環境保全を守るため、計画的な整備に取り組んでいます。主要施設である長瀬浄化センターなどの老朽化に伴う施設の設備を更新する必要があります。
- 単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換が必要ですが、合併処理浄化槽の設置基数が伸びていないことが課題です。
- 中心市街地である皆野駅周辺から親鼻駅周辺にかけては、市街地整備が遅れているため、計画的に進める必要があります。

### 基本方針

- 誰もが安心して生活できる環境づくりに取り組み、住んで良かったと実感できるように推進していきます。

### 関連する個別計画

- 皆野町生活排水処理基本計画
- 秩北(皆野町・長瀬町)特定環境保全公共下水道事業計画
- 秩父地域水道事業広域化基本計画
- 循環型社会形成推進地域計画

### 対応するSDGs



## 主な取組

### ①安全・安心な水の供給

- 良質な水源を使用した水道水の供給
- 老朽化した水道管の改修や施設などの計画的な整備
- 小規模水道施設などの設置や維持管理の支援

### ②下水道整備の推進

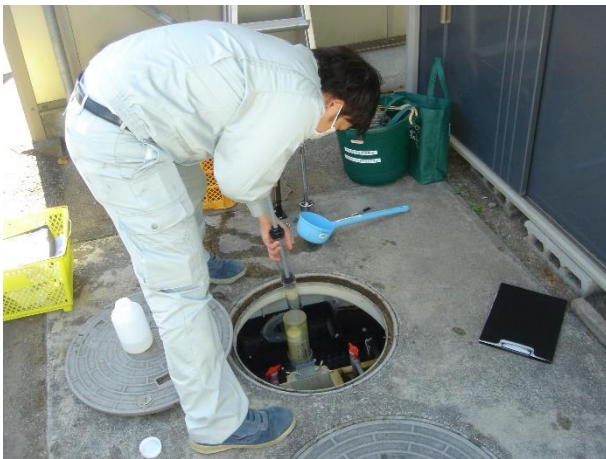
- 下水道未接続世帯への普及促進
- 管渠※工事の計画的な事業実施
- 各下水道施設の点検・修繕・調査・改築の実施

### ③合併処理浄化槽の普及促進

- 合併処理浄化槽への転換促進のため補助金の交付
- 合併処理浄化槽について情報発信の強化による理解の促進

### ④中心市街地の整備

- 市街地の整備に向けた都市計画の検討
- 中心市街地にふさわしい土地利用となるよう建築物の規制・誘導の実施
- 主要な施設へアクセスするための町道の拡幅整備・ネットワーク化の実施
- 良好な宅地開発などの推進



浄化槽調査

※管渠(かんきょ)：管を使用した水路のこと。



# V 笑顔が行き交う 共助と自立のまち

- 1 町民力・地域力を生かしたまちづくり
- 2 行政基盤の強化
- 3 財政基盤の強化



## 1 町民力・地域力を生かしたまちづくり

### 現状と課題

- 地方分権の進展や行政を取り巻く環境の変化が急速に進む中で、行政へのニーズや地域課題が多様化・複雑化してきています。持続可能なまちづくりを推進していくためには、町民がまちづくりに参加しやすい環境を整備し、町民と行政の協働による取組が必要となります。
- 地域で共に支え合い助けながら、自らの地域を自らの手で守っていく共助と自立のまちづくりを進めていくうえで、地域コミュニティの担い手の確保が課題となっています。
- 町の取組などについて、情報発信が不十分であったため、広報みなものや町ホームページをはじめとする情報メディアを活用して、行政情報の発信を強化する必要があります。

### 基本方針

- 町民、行政区、事業者、ボランティア団体などがまちづくりに参加しやすい環境整備を推進します。
- 地域コミュニティの活性化を促進し、地域力の向上を図ります。

### 対応するSDGs



魅力ある広報づくり



## 主な取組

### ①町民参画の促進

- 各種計画策定において、細やかなアンケート調査やパブリックコメントの実施
- 各委員会・審議会への公募委員の参加拡大

### ②地域コミュニティ活動の推進

- 地域に根付いたイベントや特色のある取組の支援
- 地域社会への貢献活動や自治組織、地域団体の活動を支援
- コミュニティ施設の整備支援や公共施設の開放による活動拠点の充実

### ③広聴広報の充実

- 広報みなものや町ホームページを活用した町民のニーズに合った情報発信の仕組みづくり
- 報道機関などへ積極的な情報提供
- 広聴の機会を拡大し、町政への反映



地域コミュニティ活動における伝統芸能の継承支援



## 行政基盤の強化

### 現状と課題

- 多様化・複雑化する行政需要へ対応するため、職員の計画的な定数管理、専門知識を有する職員の育成、地域おこし協力隊の採用などにより、組織の活性化を推進しています。
- 職員の自己啓発意欲を促進するため、職場内研修（OJT）の実施などにより職員の能力向上を図る必要があります。
- 社会情勢の変化などに限られた財源と人員で的確に対応するため、これまで以上に事務事業の効率化・適正化を図ることが求められています。また、最小の経費で最大の効果が得られるよう、必要性や公益性、代替性の有無の観点から不断の見直しを行う必要があります。
- ICTの普及により、誰もが時間や場所を問わず、情報を収集できるようになってきています。また、電子媒体へのアクセスが容易になったことで、申請手続などの電子化が求められています。
- 急激なデジタル社会の進展に伴い、行政サービスなどの利便性が向上する一方で、個人情報などが漏洩する事件や事故が発生してきています。情報技術の専門知識を有する職員の育成や情報セキュリティポリシーの遵守が必要となります。
- 皆野・長瀬下水道組合や消防、水道などを共同処理している秩父広域市町村圏組合において、施設・設備・装備などの更新が必要であり、計画的に整備を進める必要があります。

### 基本方針

- 市民の求める行政サービスを的確に提供できるよう適正な職員配置、職員の能力向上、事務事業の効率化・適正化を進めます。
- 秩父圏域内で協議・連携を図りながら、行政サービスの充実を図ります。

### 対応するSDGs



## 主な取組

### ①組織の活性化

- 多様化・複雑化する行政需要に迅速かつ適切に対応するための組織機能の見直し
- 業務量に見合った適正な職員配置
- 人員確保のため、計画的な職員定数の管理
- 県との職員相互派遣や外部派遣、外部人材の活用

### ②職員の能力向上

- 人事評価に基づく適材適所の人員配置
- 職員の自己啓発意欲を促進するため、職場内研修（OJT）の実施

### ③事務事業の効率化・適正化

- 行政評価システムの導入によるPDCAサイクルの確立
- 事業の廃止・改編、類似・重複事業の整理などによる事務事業の効率化・適正化
- 業務のマニュアル化による行政サービスの質の維持・向上
- 事務事業の民間委託や公共施設の指定管理における民間能力活用の推進

### ④情報化の推進

- 情報セキュリティ対策の強化
- ICTを活用した行政事務のデジタル化の推進
- 専門知識を有する職員の育成と事務事業の民間委託

### ⑤広域行政の推進

- 事業集約による経費の削減や事務の効率化の推進
- サービスの充実を図るため、構成市町の連携のもと各分野における関係機関・団体との協力



## 3 財政基盤の強化

### 現状と課題

- 当町の財源は、地方交付税や国庫補助金などをはじめとする依存財源の割合が高く、財政基盤の強化には町税を柱とする自主財源の確保が必要となります。
- 限られた財源のもと、町民の理解と協力を得ながら諸施策を推進していくためには、健全な財政運営に取り組んでいかなければなりません。老朽化した公共施設の更新なども踏まえ、計画的な財政運営が必要となります。  
また、町の財政運営の状況について、より分かりやすく公表し、透明性の向上が求められます。

### 基本方針

- あらゆる施策の土台となる財政基盤を維持するため、自主財源の確保と計画的な財政運営を推進します。

### 主な取組

#### ①財源の確保

- 課税客体の的確な把握と適正かつ公平な課税の実施
- 滞納となっている税および使用料などの徴収強化
- 納税方法の拡充など、納税環境の向上
- 受益者負担の適正化のため、使用料・手数料などの見直し
- ふるさと納税の返礼品の拡充および周知
- 公有財産の売却や賃貸借による利活用

#### ②健全な財政運営

- 中長期的視点に立った計画的な財政運営の推進
- 公共施設や設備などの計画的な更新
- 広報みななのや町ホームページにおける財政状況の公表

### 関連する個別計画

- 皆野町公共施設総合管理計画
- 皆野町公共施設個別施設計画

### 対応するSDGs



## 第4部 資料

- 皆野町総合振興計画審議会
- 皆野町総合振興計画策定委員会
- 策定経過

## 皆野町総合振興計画審議会

### (1) 審議会条例

#### 皆野町総合振興計画審議会条例

昭和47年3月29日  
条例第1号

#### (目的)

第1条 この条例は、町政の総合的な振興をはかるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、皆野町総合振興計画審議会の設置組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

#### (設置)

第2条 町長の諮問に応じ、皆野町総合振興計画の調整その他その実施に関し必要な調査及び審議を行なうため、皆野町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、町長が任命する。

#### (会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

#### (委員)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会議)

第6条 審議会は、会長が招集しその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会が必要があると認めるときは、会長は、町長の承認を得て関係者の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

#### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、みらい創造課において所掌する。

#### (雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に町長が定める。

#### 附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成20年条例第3号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成30年条例第3号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## (2) 審議会委員名簿

任期 令和3年12月23日 ~ 令和5年12月22日

役職	氏名	選出区分	備考
会 長	大澤 径子	議会総務教育厚生常任委員会委員長 観光協会長	
会長代理	中 健治	区長会長 (公社)シルバー人材センター理事長	
委 員	大澤 金作	議会運営委員会委員長	
	小杉 修一	議会産業建設常任委員会委員長	
	常山 知子	議会広報常任委員会委員長	
	野口 政則	区長会皆野支部長	
	宮原 正明	区長会国神支部長	
	青木 徳行	区長会金沢支部長	
	黒澤 広治	区長会日野沢支部長	
	田島 美夫	区長会三沢支部長	
	小林 勝	商工会長	
	新井 直子	商工会女性部長	
	豊田 哲也	消防団長	
	浅見 寿太郎	農業委員会長	
	久保田 順一	民生委員・児童委員協議会長	
	清水 達男	スポーツ協会長	
	関根 伊佐男	文化団体連合会長	
	横田 直子	皆野中学校PTA会長	
	逸見 泰司	長生クラブ連合会長	

(3) 諮問・答申

皆み創第 512 号  
令和3年12月23日

皆野町総合振興計画審議会  
会 長 大澤 径子 様

皆野町長 石木戸 道也

第5次皆野町総合振興計画後期基本計画（案）について（諮問）

皆野町総合振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、第5次皆野町総合振興計画後期基本計画（案）について、貴審議会に諮問します。



令和4年3月4日

皆野町長 石木戸 道也 様

皆野町総合振興計画審議会  
会 長 大澤 径子

第5次皆野町総合振興計画後期基本計画（案）について（答申）

令和3年12月23日付け、皆み創第512号で諮問のありました第5次皆野町総合振興計画後期基本計画について、当審議会で慎重かつ熱心な議論を重ね審議した結果、別冊の基本構想及び基本計画を内容とした、第5次皆野町総合振興計画後期基本計画（案）をもって答申いたします。

なお、第5次皆野町総合振興計画後期基本計画に基づく取組については、審議会における意見等も尊重して、進められたい。

## 皆野町総合振興計画策定委員会

### (1) 策定委員会規則

#### 皆野町総合振興計画策定委員会規則

昭和46年9月14日  
規則第12号

#### (目的)

第1条 町の基本構想を定めるため、本町に総合振興計画策定委員会を置く。

#### (委員)

第2条 委員会は、町長の指名する町職員をもって組織する。

#### (事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 総合振興計画を策定すること。
- (2) 上記に関係する資料を収集すること。
- (3) 同 統計を作成すること。
- (4) 住民の意向調査をすること。
- (5) その他必要な事項

#### (会長等)

第4条 委員会に会長および副会長を置く。

2 会長は、副町長とし、副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を統理する。副会長は、会長の職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は、会長が町長の同意をえて招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

#### (雑則)

第6条 委員会の庶務は、みらい創造課において行う。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年規則第9号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第23号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

## (2) 策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等
会 長	土屋 良彦	副町長
副会長	黒澤 栄則	みらい創造課長
委 員	長島 弘	総務課長
	若林 直樹	町民生活課長
	梶本 賢伸	福祉課長
	梅津 順子	健康こども課長
	太幡 和也	税務課長
	新井 敏文	参事兼産業観光課長
	宮原 宏一	参事兼建設課長
	白石 純一	会計管理者兼会計課長
	吉岡 明彦	議会事務局長
	三橋 博臣	教育次長

序  
論基本  
構想後期  
基本  
計画資  
料

## 策定経過

期 日	内 容
令和3年 6月17日	第1回総合振興計画策定ワーキンググループ
7月 1日	第1回総合振興計画策定委員会
8月31日	第2回総合振興計画策定ワーキンググループ
9月 1日 ～ 9月21日	総合振興計画審議会委員の公募
9月22日	第2回総合振興計画策定委員会
11月 8日	第3回総合振興計画策定ワーキンググループ
11月10日	第4回総合振興計画策定ワーキンググループ
11月19日	第5回総合振興計画策定ワーキンググループ
12月14日	第3回総合振興計画策定委員会
12月17日	第4回総合振興計画策定委員会
12月23日	第1回総合振興計画審議会 町長から第5次皆野町総合振興計画後期基本計画 (案)について諮問
令和4年 1月24日	第5回総合振興計画策定委員会
1月27日	第2回総合振興計画審議会
2月 1日 ～ 2月15日	第5回総合振興計画後期基本計画(案)に関するパブ リックコメント
2月18日	第6回総合振興計画策定委員会
2月22日	第3回総合振興計画審議会
3月 4日	町長へ第5次皆野町総合振興計画後期基本計画(案) について答申
3月 9日	令和4年第1回定例会に「第5次皆野町総合振興計 画基本構想の一部変更について」を上程・可決
4月 1日	第5次皆野町総合振興計画後期基本計画開始

# 皆野町町民憲章

昭和60年8月1日制定

わたくしたちは、恵まれた自然と、誇り高き歴史と伝統を守り、文化を育み、産業の隆盛と、健康で明るく、人間愛に満ちたよりよい皆野とするため、町民憲章を定めます。

- 1 自然を大切にし、潤いのある住みよい町にしよう。
- 1 教養を深め、歴史文化のかおりたかい心豊かな町にしよう。
- 1 産業を伸ばし、頑丈なたくましい活力ある町にしよう。
- 1 スポーツを楽しみ、心身を鍛え健康で明るい町にしよう。
- 1 相手を尊重し、思いやりの心で平和な町にしよう。

## 第5次皆野町総合振興計画後期基本計画

---

企画・編集 皆野町みらい創造課政策推進担当

発行者 皆野町

〒369-1492

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420番地1

発行日 令和4年3月

